

様式第 1 （第 6 条関係）

（表）

母子家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者氏名

次の教育訓練を受講したいので、対象講座の指定を申請します。
母子家庭等自立支援教育訓練給付金の事務手続に必要な限度において、私に係る市の保有する帳簿その他の資料を閲覧されることに同意します。

ふりがな			生年月日	
氏 名				
(個人番号)				
住 所			電話番号	
教育訓練施設の名称		教育訓練講座の名称		
教育訓練の期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (受講開始日)			
所要費用（予定）	入学料 円、受講料 円 合計額 円			
公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において、雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある・ない。			
過去の受給状況	過去に母子家庭等自立支援教育訓練給付金を受給したことが ある・ない。			

(裏)

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）です。
- 2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。

ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。ただし、当該専門実践教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該専門実践教育訓練に係る資格を取得し、かつ、就職等をした場合（当該指定教育訓練修了時点で就職等をしている場合を含む。）は、修学年数に60万円を乗じた額（限度額は240万円）です。

雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合又は受講の途中でやめた場合は、岩倉市にその旨を報告してください。
- 6 母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類を添付して支給申請手続を行うことが必要です。

様式第 2 （第 6 条関係）

（表）

母子家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書

年 月 日

様

岩倉市長

印

年 月 日付けで申請のありました母子家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、下記のとおり指定しましたので通知します。

記

ふりがな		生年月日	
氏 名			
住 所		電話番号	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)		
所要費用（予定）	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
支給方法			
(上記の教育訓練が指定教育訓練である場合に記載) ※上記教育訓練に係る資格を取得し、かつ、上記教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に一定の職業に就いた場合に追加支給することとしているが、当該職業は、上記教育訓練に係る資格を有することを必要とする職業とする。			

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、岩倉市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、1の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(裏)

(留意事項)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用は除きます。以下同じ。）です。
- 2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。

雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設が証明した金額に基づき支給額を算定します。
- 4 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合又は受講を途中でやめた場合は、市長にその旨を報告してください。
- 5 母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設から受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて支給申請手続を行うことが必要です。なお、支給方法欄において、支給単位期間（6か月）ごとの支給をする旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類を添付して支給申請手続を行うことが必要です。
- 6 講座受講中又は講座受講修了後に、あなたが母子家庭の母若しくは父子家庭の父でなくなった場合、岩倉市から転出した等支給対象者に該当しなくなった場合は、給付金は支給されません。

年 月 日

様

岩倉市長

印

母子家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました母子家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査した結果、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

却下理由

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、1の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 4 （第 7 条関係）

（表）

母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者氏名

母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

ふりがな			生年月日	
氏 名				
(個人番号)				
住 所			電話番号	
教育訓練施設の名称		教育訓練講座の名称		
教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)			
うち支給単位期間	うち 年 月 日～ 年 月 日 (初 日) (末 日)			
所 要 費 用	入学料 円、受講料 円 合計額 円			
雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円			
希望する支払金融機関	金融機関名		支店名	
	口座の種類 普通 ・ 当座		口座番号	
	口座名義（フリガナ）			☐ 公金受取口座を利用します。
(備考)				

(裏)

(注意)

- 1 支給申請期間は、受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる支給対象者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内（支給単位期間ごとに支給を受ける方は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して30日以内）です。
- 2 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。その場合は、「希望する支払金融機関」欄は、記載する必要はありません。

様式第 5（第 7 条関係）

母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日

様

岩倉市長 印

年 月 日付けで提出のありました母子家庭等自立支援教育訓練給付金
支給申請書に基づき審査したところ、下記のとおり支給する・しないこととしましたの
で通知します。

記

ふりがな		生年月日	
氏 名			
住 所		電話番号	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)		
支給額	円 (1 円未満の端数は切捨て)		
支給年月日			
振込先口座			
支給しない理由			

※支払先として公金受取口座を指定されている場合、「振込先口座」欄に金融機関等の記載はありません。

不服申立て及び取消訴訟

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、1の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 6 （第 8 条関係）

（表）

母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者氏名

母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

ふりがな			生年月日	
氏 名				
(個人番号)				
住 所			電話番号	
教育訓練施設の名称		教育訓練講座の名称		
教 育 訓 練 の 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日) (受講修了日)			
資格取得年月日		取得資格名称		
就職等年月日		就職等先名称		
事業主の証明	就業先住所		就業先電話番号	
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する 年 月 日			
	事業主氏名 (法人の時は名称・代表者氏名)			
所 要 費 用	入学料 円、受講料 円 合計額 円			
雇用保険法による教育 訓練給付金の受給額	円	自立支援教育訓練給 付金の受給額	円	
希望する支払金融機関	金融機関名		支店名	
	口座の種類 普通 ・ 当座		口座番号	
	口座名義 (フリガナ)		☐ 公金受取口座を 利用します。	
(備考)				

(裏)

(注意)

- 1 支給申請期間は、受講修了し、当該教育訓練に係る資格の取得をし、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。
- 2 「資格取得年月日」欄及び「取得資格名称」欄は、資格を取得した日及びその資格名称を記載してください。また、資格を取得したことを証明する書類の写し（合格証等）を添付してください。
- 3 「就職等年月日」欄及び「就職等先名称」欄は、就職等した日及びその事業所名等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就職等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。
- 4 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。その場合は、「希望する支払金融機関」欄は、記載する必要はありません。